平成３０年（フ）第１８２号
埼玉県越谷市花田６丁目７番地５　エヴァグラシアスＡ201
債務者　吉岡　舞子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２４２号
名古屋市北区大杉２丁目５番４号　酒井ハイツ201号
債務者　森　　節子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４９８号
札幌市北区東茨戸１条１丁目１番１―505号
債務者　茶木　慶多
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２２号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目４番２―202号
債務者　野々村美幸（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３５号
札幌市清田区清田７条３丁目12番18―205号
債務者　荒川　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５５７号
札幌市豊平区美園12条７丁目１番11号
債務者　濱岸　典子（旧姓小浜）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６２号
札幌市白石区北郷５条３丁目１番24号　ウイングコート205号
債務者　藤田　満美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６７号
札幌市西区琴似２条５丁目２番24―702号
債務者　長谷川　卓
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５号
釧路市武佐１丁目６番６号
債務者　越田裕利子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２１号
福島県会津若松市花見ケ丘２丁目７番19号、前住所福島県北会津郡北会津村大字真宮新町南３丁目59番地　コーポフィールド101号
債務者　馬場　一広
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
群馬県伊勢崎市波志江町174番地４
債務者　細井　勇典
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７４号
群馬県前橋市滝窪町1356番地８
債務者　新井美栄子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７６号
群馬県前橋市六供町1044番地５　カステーロ301号
債務者　櫻井　温子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７９号
群馬県前橋市茂木町232　Ｏ―ＧＯ　ＡＰＡＲＴＭＥＮＴ　108号室、住民票上の住所群馬県前橋市粕川町膳90番地３
債務者　今泉恵美子（旧姓後閑）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９号
群馬県沼田市横塚町1192番地
債務者　小林眞由美
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成３０年（フ）第８０号
群馬県高崎市上並榎町664番地８　北都レジデンス121号
債務者　中村　浩子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１６号
千葉県館山市館山904番地の１たてやまアパートメント304
債務者　小田　彩夏
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
千葉地方裁判所館山支部